九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

第一回國際羅馬法學會 : I CONGRESSO INTERNAZIONALE DI DIRITTO ROMANO(Bologna-Roma. 17-27/Ⅳ/1933.)

武藤, 智雄

https://doi.org/10.15017/14492

出版情報：法政研究. 5 (2), pp.1-40, 1935-03-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

第一回國際羅馬法學會

I° CONGRESSO INTERNAZIONALE DI DIRITTO ROMANO.

(Bologna~Roma. 17-27/IV/1933.)

武藤智雄

先考の一回忌に際し

その靈前に捧ぐ

一

„Omni igitur Romani iuris dispositione composita et in tribus voluminibus, id est institutionum et digestorum seu pandectarum nec non constitutionum, perfecta et in tribus annis consummata, quae ut primum separari coepit, neque in totum decennium compleri sperabatur: omnipotenti deo et hanc operam ad hominum sustentationem piis optulimus animis uberesque gratias maximae deitati reddidimus, quae nobis praestitit et bella feliciter agere et honesta pace perpotiri et non tantum nostro, sed etiam omni aevo tam instanti quam posteriori leges optimas ponere.„ (Const. Tanta. § 12)

その昔、Institutiones, Digesta 及び所謂 Codex Vetus を公示したユスチニアーヌス帝が五三三年十二月十六日、昂然として右の如く誇稱して以來、玆に時を驗すること正しく千四百年。現下の學界は、このユスチニアーヌス法典公示千四百年に對する、幾多の紀念事業で賑はされてゐるのである。

我々が、ユスチニアーヌス帝に就いて先づ第一に想起するは、實にその法典編纂事業に外ならない。若し歴史家にして、ユスチニアーヌス帝を叙するに際し、如何にその戰爭史を取扱ふことの

詳にして、又如何にその教會政策を述ぶることの密なるものとありと雖も、飜つてその立法事業を記すること疎なりとせば、そは全然無價値なものと爲さなければならないのである（註一）。ユスチニアーヌス法典に於て示された羅馬の法は、爾來數世紀を經て今日に至る迄で、終始秩序的文化的生活の基礎を爲してゐるものであつて、從つてユスチニアーヌス帝が、滿幅の自信を以つて、「啻ニ現代ニ對シテノミナラズ、現在及ビ將來ノ各時代ニ對シテ最善ノ法律ヲ布キ」たる旨を高嘯したる前記の豫言は、斷じてこれを修飾誇張の言とのみ爲すことが出來ないのである。

このユスチニアーヌス法典千四百年記念の諸事業は、昭和八年（一九三三）四月開催の國際的な羅馬法學會、公稱して „I° Congresso internazionale di Diritto Romano„ にその止めを刺す。本會は、伊太利がイニシアチヴを執り、同國學士院援助、羅馬、ボローニャ兩大學發起の下に開かれたものであつて、主催者側の意氣込みが如何に異常なものであつたかは、本會が、逸早く伊太利國王を最高贊助者に、同國首相を名譽總裁に、又文相法相以下ヴァチカーノ市代表者一名をも加へた十四氏を名譽役員に戴いた事（註二）に依つても察せられるであらうし、本會が又如何に大がかりなものであつたかは、出席者が二十箇國百五十名に及び、法律學者は固より、歴史家、考古學者、言語學者等を網羅してゐた事に依つても想像し得られるであらう。

たゞ本大會に對する、多數のアメリカ側の參加應諾者が、開會期直前に於ける彼の地の突發的な且つ遽かに豫斷を許さざる經濟變動の爲めに、遂に全部出席を見合せるに至つた事は遺憾であつた然しながら、他面、獨逸側からは、時恰もナチス黨綱領 „Programm der nationalsozialistische deutsche Arbeiterpartei„ 第十九項目の論議愈々喧しく、縱令一時的にせよ、大學に於ける羅馬法講義時間削減說さへ新聞紙を騷がせた際であるにも拘らず、知名の法律史家殆と全部が、これにめげず、過去數世紀來の、燦然たる同國の羅馬法學傳統を提げて、大學して來會せられた事は、如何ばかり本大會に光彩を添へた事であらう。

以下私は、本大會への出席者たりし一員として、簡單にその概況を述べる事としたい。

（註一） この意味に於いての、一般歷史家側の最近の所說として *Besprechung* von W. ENSSLIN in „Hist. Ztschr.„ 150 (1934) 614-615. 尙ほ、フォン・イヘリンクの語が此處に想起せられる。Cfr. MUTO, *La recezione e gli studi di Diritto Romanoin Giappone* in „Arch. Giur.„ 111 Fasc. 2 (1934) 4 estratto.

（註二） 名譽役員の氏名は次の如くである。

Giovanni Batt. Berardi (Podestà di Bologna), Sen. Prof. Emilio Bodrero (Presid. della Confederaz. Nazionale Professionisti e Artisti), Principe Francesco Boncompagni Ludovisi (Governatore di Roma), Avv. Prof. Gaetano Crisostomi Marini (Segretario del Sind. Naz. Avvocati), Sen. Mariano D' Amelio (Primo Presidente della Cassazione del Regno),

Prof. Pietro De Francisci (Ministro di Grazia e Giustizia), Prof. Francesco Ercole (Ministro dell' Educ. Nazionale), Avv. Gino Gasperini (Presidente della Corte dei Conti), Prof. Alessandro Ghigi (Rettore della R. Università di Bologna), Sen. Silvio Longhi (Proc. Gen. alla Cassazione del Regno), Il Marchese Sen. Guglielmo Marconi (Presid. della R. Accademia d' Italia), Prof. Alfredo Rocco (Pres. della Comm. Naz. per la Coop. Intell. e Rett. della R. Univ. di Roma), Prof. Santi Romano (Presidente del Consiglio di Stato), Sen. Gaetano Scavonetti (Avvocato generale dello Stato),

二

大會は二部に分たれた。第一部はボローニャに於て四月十七日から二十日迄で、第二部は羅馬に於いて四月二十二日から二十七日迄で行はれたのであつた。

而して主催者側が、この間に於いて、參會者遠來の勞を犒ふべく、非常な配慮と努力とを拂はれた事は、出席者一同の衷心感佩に堪へない所であつた。第一部の閉會式に於いて、ファン・オーフェン氏が、來會者を代表して主催者側に謝辭を呈し、「我々は本會に出席して、啻に羅馬法それ自體に就いてのみならず、凡そ學會なるものは、これを如何やうに催うすべきものであるかといふ事に就いても、充分良く學ぶ機會を得たる」旨を述べられたる事は、强ち一片の辭令のみとは爲し得な

いのである(註一)。

即ち第一部に於いて、伊國皇太子が、十七日の開會式に親しく臨場せられたのみならず、式終つて後各國代表者に單獨拜謁を賜ひしは眞に畏き極みであり、十九日の午後參會者一同が、相共にラヴェンナを訪問し、路上の石壘を叩く小雨を冒してダンテの墓に花環を捧げ、サン・ヴィターレにユスチニアーヌス帝とテオドラ妃とのモザイックを嘆賞した事は、眞に感銘深い極みであつた。尙ほ開期中、ボローニャ大學は、大學所藏の古文書展覽會を、又音樂院は演奏會を催うし、大學總長、市長及び辯護士協會は、皇太子奉迎夜會の外各種の招待會を催うす所があつた。美しい柱廊を廻らしたボローニャ大學の中庭や、市廳の一壁面を滿たすイルネーリオの大畫幅は、未だに忘れられない思ひ出である。

第二部は、恰も羅馬建國祭の翌二十二日、思ひは遠きカンピドーリオに於いて、(國王、羅馬不在に就き)伊國首相臨席の下に、第三回內國羅馬學會大會と共同して開會式を行つた。この席に於いて、內外の賓客を前にして、羅馬市長が、シャローヤ先生に對する「名譽羅馬市民」稱號授與式を行つた事は、まことにその所を得たものと言はなければならない(註二)。開期中、二十五日には、羅馬法王が參會者一同をヴァチカーノ宮に招致して謁を賜ひ、王國カサナテンセ圖書館は十四世紀の

古文書展覽會を、羅馬研究所は音樂演奏會を催うしたのであつたが、伊太利政府、文部大臣、羅馬市長、羅馬研究所等は、それぞれ參會者の爲めに各種の招待會を催うす所があつた。尙ほ一同は、二十四日午後には羅馬近郊ヴェルレートリに、二十六日午後にはリットーリアに、二十七日午後、シャローヤ先生に對する「名譽羅馬市民」稱號授與祝賀式後にはヴィテルボに遠足を爲し、カンバーニャ・ロマーナの黃昏を賞でつゝ古蹟を探り、ファシスト政府の新施設を見學した事であつた。

若しそれ二十八、二十九兩日の、ナーポリ、カプリ地方旅行に至つては、その豐富な史蹟と絕佳の風色とは、マイウーリ氏（ポンペーイ發掘監督）の懇切なる案內と流麗なる說明とに相俟ち、一行の再遊の情をそゝらずんば止まなかつた。

世界各國の斯學同好の士が、相共に、席を同じうし行を共にして歡を盡くし得た事は、その事自體が既に、極めて有意義な事であつたと言はなければならないのである。私自身としても、嘗て各地に於いて辱知の機を得た人々とは勿論、未知の諸先縱とも本大會に於いて邂逅する事を得、喜び更に新たなるものがあつた。

接待役には、ポローニャに於いてはライクト Leicht 敎授、羅馬に於いてはアルベルターリオ Albertario 敎授が當たられた。玆に兩氏の當時の厚配に對し、深甚なる謝意を表したい。

（註一）　この外、來賓を代表して隨時に述べられた挨拶は、何れも、この主催者側の鄭重な應對を感謝しないものとては無かつた。例へば、第二部開會式に於けるコシャケル教授、閉會式に於けるウェンゲル教授、ラヴェンナに於ける筆者の挨拶等。

（註二）　卑稿、「羅馬市民」ヴィットーリオ・シャローヤ、國家學會雜誌四八（昭和九）一二六七參看。

（附記）　ジッファール、コリネ兩教授共に病氣不參の爲め、結局巴里大學からの唯一人の出常者となられたフリニォー André Fliniaux 教授が、例の如く、はち切れんばかりの元氣で來會せられ、先生にとつては未だ見ぬ憧れの羅馬に在つては、時折夫人と共に會場を逃げ出しては古蹟巡禮を爲し、自らを „Fliegende Französe„ と呼んで皆に戲れられた姿など、尙ほ昨日の如く思ひ出される。

私は嘗て昭和四年以來その知遇を得、歐洲を去る直前まで音信に接してゐた。然るに私が歸朝した時には、意外にもその訃報（昭和八年十二月十八日永眠）が机上に待つてゐる狀態で、全く驚愕の外はなかつた。さなきだに此の方面で手不足な巴里大學は、玆に尙ほ頗る春秋に富む有爲の一ロマニストを失つたのである。正に學界の一大損失である。氏の不斷の努力はその論稿に於ける博引傍證に遺憾なく現れ、氏の無盡の精力は、巴里の法學部アンフィテアートル第三番も破れんばかりの大聲でせられる講義がこれを證してゐた。我々が寄贈を受けた „Les droits antiques antérieurs à la fondation de Rome„ (1933) が氏の絕稿となつたのである。この機會に、特に先生に就いて一筆し、謹んで哀悼の意を表する。

尙ほ伊太利羅馬法學界は、昭和九年五月二十二日、同じく本大會の他の出席者たりし Biago Brugi 教授を失つた。享年七十九歲。嚮にパードヴァ大學に講じて羅馬の法律哲學及び私法に就き幾多の述作を世に出だされたが、停年退職後はピザ大學に迎へられて民法を講じ、法學部長に補せられ、兼ねて上院議員であり、Acc. dei Lincei の會員でもあつた。先生の重厚な然し人懷い風丰には最早接せられないのである。先生の學問に就いてはこれを他日に讓り、玆には取敢へず敬悼の意を表するに止めたい。

大會に於ける各種研究報告の全文は、今日に於いては殆ど全部主催者側の手に纏められ、一書として近刊の運びに至つてゐる。現に „*Atti del Congresso Internazionale di Diritto Romano*„ なる題下に、校正を終へた部分は、續々と拔刷の形式で公表せられつゝあるのである。依つて私は、各報告の詳細に就いては右「アッチ」に讓り、此處には大體の紹介を爲すに止めたい。

（左記の本大會プログラム中には、報告者缺席の爲め、會場に於いては遂に論議せられずして終つた題目もあるが、此等の缺席者の報告も、開會當時發行せられた „*Sunti delle Relazioni*„ に依つて既にその概要は紹介せられてゐる事であり、又その全文も、その送附を求めて、成るべく「アッチ」に收める方針となつてゐるので、殊更此等のものも削除しない事とした。）

第　一　部　（ボローニャ）

開　期—四月十七日乃至四月二十日。

開會式—四月十七日午後四時半、ボローニャ大學大講堂に於いて。

閉會式—四月二十日午後ファシスト・ボローニャ支部に於いて擧行。

會　場—ボローニャ大學法學部。

座　長—リッコボーノ教授。

WOHLHAUPTER E., Roman Lull und die Rechtswissenschaft.

SCHWERIN (VON) F., L'epitome Gueflerbytana del Breviarium alaricianum.

SCHULTZE A., Influsso delle idee ecclesiastiche e del diritto romano sulla comunione domestica germanica.

STEINWENTER A., Der Einfluss des römischen Rechts auf dem antiken kanonischen Prozess.

TRIFONE R., Il diritto giustinianeo nell'Italia meridionale.

CICCAGLIONE F., Il diritto giustinianeo e bizantino nell'Italia meridionale.

LEICHT P. S., Scuola di Ravenna e scuola di Bologna.

VACCARI P., Bologna e Pavia.

PITZORNO B., Il diritto romano come diritto consuetudinario e la sua influenza sulla formazione del diritto comune.

TORELLI P., La codificazione e la glossa.

GENZMER E., Die iustinianische Kodifikation und die Glossatoren, inbesondere die Glossenapparate zu D. 50, 17.

MEIJERS E., Sommes Lectures et Commentaires (1100 à 1250).

FLINIAUX A., Il manoscritto 141 della biblioteca municipale d'Avranches e i problemi dell' introduzione in Francia nel Medio Evo del testo delle leggi giustinianee.

VOLTERRA E., Sul Paolo visigotico.

LEE R. W., Roman Law in the British Empire.

DE VISSCHER F., Il diritto romano nel Belgio.

STOICESCO C., L' influence du droit romain sur le droit civil roumain.

LARRAÒNA A. e TABERA A.. Il diritto giustinianeo in Ispagna.

OVEN (VAN) J. C., Le droit romain anx Pays Bas.

RADIN M., Diritto romano e diritto comune negli Stati Uniti.

SHERMAN CH., Roman Law in the United States of America.

MUTO T., Diritto romano e diritto giapponese.

CALISSE C., Il diritto romano negli statuti.

LANDUCCI L.. La codificazione e gli umanisti.

BRUGI B., I bartolisti accursiani e la loro opera per la codificazione moderna.

CHECCHINI A., L'ordinamento processuale romano nell'alto Medioevo.
DAHM G., Der Einfluss des römischen Rechts auf das italienische Strafrecht des Mittelalters.
PLANITZ H., L'esecuzione personale nel diritto medioevale italiano.
CHIOVENDA G., Influenza delle idee romane nei processi civili moderni.
JOLOWICZ A. F., Proceedings in iure and apud iudicem.
RABEL E., La recezione del diritto romano in Germania.
SACHERS E., Il diritto romano e la scuola storica del Savigny.

羅馬の法は不滅のモニュメントであつて、その各地に普及するや、國境の如何、人種の如何を問ふ所がなかつた。

大會第一部に於いて取扱はれた所のものは、この驚異すべきユスチニアーヌス法の東西に於ける運命に就いてゞあつたが、論議は、近世各國に於ける羅馬法普及の出發地點を劃したる、ボローニャ註釋學者の諸著作に至つて愈々密、延いて歐洲は固より、アフリカ、アメリカ、印度及び極東の各地に於ける羅馬法繼受の始末に及んだのであつた。

私は此處に、中世羅馬法が、特に本大會に於いて、期せずして詳論せられ、俄かに學界全般の注

目を惹いた事を一言しなければならない。抑も羅馬法の、世界各地に普及するに至つた出發點が、專ら中世に於ける羅馬法學に存するは、言ふを俟たない所であるが、この點に關聯して、ゲンツメル氏が、コルプス・ユリスを初めて統一的一體としての構成迄でに高めたる點に、アックルシウスのグロッサの價値を見出された事は、メイエルス氏が、中世に於ける各種の羅馬法文獻に就いて、その該博なる智識を傾けられた事と共に、滿堂の視聽を緝めた所であつた。尙ほ又、トレルリ氏は本大會に於ける、氏自身のグロッサ研究に對する報告を機に、フィレンツェ寫本を基礎とし、他に百四十二の寫本、二十四の刊本を參照して、アックルシウスのインスチツチオーネスに對するグロッサの、冒頭十二頁二十四欄の覆刻を企て、題して„Collegium Accursiani Apparatus / editioni provehendae / hoc glossae ad Institutiones specimen / antecessoribus et studiosis / Romani Juris / Bononiam et Romam / convenientibus.. とし、出席者一同にこれを頒つて、グロッサ覆刻事業に先鞭を著ける所があつた（註一）。此の種の覆刻事業は、實は刻下の急務である。從つて若しこの難事業が、將來に於いてグロッサ全部に及ぶ事ありとせば、學界を稗益する。そも幾干であらうぞ。

大會席上の研究報告に對しては、各報告者に三十分を割當て、研究者自身の發言を初めの二十分と

し、これに對する討議（但し大會での用語に從へば「オッセルヴァツィオーネ」）に殘りの十分が與へられた。爲された報告は一として興味を呼ばざる無く、討議亦た極めて活潑、ラルラオーナ教授の報告を挾んで、中世羅馬法の現代的意義に對する、リッコボーノ、カントロウィッツ兩教授の見解が相對峙するに及び、遂にその頂點に達した觀があつた。

我が國に於ける羅馬法の繼受を說くには、最適任者であられる富井政章先生が御都合上御出席なく、嘗て最近五十年に於ける近代日本法の進化を說かれた杉山直治郎先生（註二）の御出席が期待せられたが、御渡歐時期の關係上これも實現が望まれず、結局私が、右プログラムの示すが如く、これに就き上記標題下に一通りの報告を爲し、公式儀禮に於いて我が國に振り當てられた種々の役割をも、結局私一身で果し了せた（註三）。私の報告が、早急の間に準備せられたものであるに拘らず、幸にして大方の納るゝ所となつたのは、せめてもの喜びであつた（註四）。

（註一）本書は、和蘭手漉紙を用ゐた、Elzevir 活字に依る黑赤二色刷の豪華版であつて、十四世紀の金泥極彩色のミニアチューア迄でもそのまゝ挿入し、フィレンツェ寫本と同一裝釘の下に、伊太利自由職業家藝術家總聯合 "Confederazione Nazionale Fascista Professionisti ed Artisti,, の補助に依り、限定版として作成せられた所のものであつて、冒頭にライクト教授の序文とトレルリ教授の緒言とが添へられてある。蓋し出席者一同の、本大會に對する好箇の記念品であつた。

（註二）SUGIYAMA, *L'evolution générale du droit japonais moderne* (*1869-1919*) dans„ Les Transformation du Droit dans les principaux pays depuis Cinquante Ans (1869-1919)„ 2 (1919) 219-248. (MUTO, *La recezione e gli studi ecc. sop. cit.* 29 n. 1 參照)。

（註三）私は、報告に入るに先立ち、先づ冒頭に於いて、富井先生の御不參に對する遺憾の意を表し、併せて先生より主催者側及び參會者一同に對する御傳言を述べた事であつた。尙ほ私は別の機會に於いて、羅馬研究所に於ける講演（昭和八年五月十日）に當り、次の如く述べる所があつた。

„Sono molto spiacente che egli（富井先生を指す）non sia potuto venire, per le condizioni della sua salute, all' ultimo Congresso di Diritto Romano svoltosi in Italia in quest' anno.„ (MUTO, *La recezione e gli studi ecc. sop. cit* 20, n. 1.)

（註四）從來この方面での、歐洲語に依る文獻が數少い爲めに、私の大會席上に於ける報告は多少注目せられ、演述後座長からの挨拶に次ぎ、二三氏の批評乃至感想が述べられた。尙ほ私の報告に就き RICCOBONO, *Per l'istituzione della cattedra di diritto romano comune* in „Arch. Giur.„ 110 Fasc. 2 (1933) 4 estratto. 參照。

本會第一部の收穫としては、中世羅馬法の闡明を以つてその首位に押す。（まことに開會地ボローニャにふさはしい結果と言はなければならない）。而してこれを契機として、新に歐洲大學に於いて、羅馬普通法講座新設の議が叫ばれるに至つた事は、大いに注目に値する（註）。畢竟現世紀に入つて止んだ「バンデクテン」講義の復活ではあるが、この「バンデクテン」を、歷史的に將た批判的に現代的立場から見直さんとする所に、新しい意義が置かれるのである。

（註）RICCOBONO, *Per l'istituzione della cattedra di diritto romano comune. Lettera aperta al Prof. G. del Vecchio, Preside della Facoltà di Giurisprudenza della Università di Roma* in „Arch. Giur.", 110 Fasc. 1 (1933). 從來とても、羅馬大學には普通法の講義が行はれてゐた。然し未だ講座とはなつてゐなかつた事と、その講義の現狀を以つてしては到底滿足し得ざる事とが、新たにこの叫びを起さしめるに至つたのである。尙ほ本稿に對しては、後に、一若輩がこれを駁擊してゐる。CALASSO, *L'insegnamento del diritto comune. Lettera aperta al Prof. Del Vecchio* in „Arch. Giur.", 110 Fasc. 2 (1933). 羅馬時代の法と普通法とは相異るものであるといふ極めて明白なる事實を提げて立論したものであつて、前者の趣旨を全く穿き違へた取るに足らぬ謬論である。リッコボーノ教授は、私信を以つて、懇切に後進の非を諭された筈である。

第二部（羅馬）

開　期—四月二十二日及至同月二十七日

開會式—四月二十二日カンピドーリオに於いて

閉會式—四月二十七日羅馬研究所に於いて擧行

會　場—羅馬研究所及び學士院（二十六日一同はマルコーニ院長の懇ろな挨拶に迎へられた）。

座　長—シャローヤ、リッコボーノ兩氏。

羅馬の法が、如何に後の世界に大影響を與へたものであるかは、本大會第一部が、如實に展開した所であるが、この羅馬の大法律組織自體に就き、その起源並びにその變遷過程に於ける諸形相を論じたものが、即ちこの第二部である。

○研究報告

BERGER A., Le XII Tavole e la codificazione giustinianea.

FUNAIOLI G., Osservazioni critiche sulla legge delle XII Tavole III, 1-3.

KÜBLER B., Influsso della cultura greca sulla formazione del diritto verso la fine della Repubblica.

STROUX J., Griechische Einflüsse auf die Entwicklung der römischen Rechtswissenschaft gegen Ende der republicanischen Zeit.

SENN F., L'influence grècque sur le droit romain de la fin de la Réqublique: les principes du droit.

RICCOBONO S., Il dogma della volontà nella evoluzione del diritto romano.

HARDER R., Ueber Ciceros Rechtsphilosophie.

MURISON A. F., Il diritto nei poeti latini.

FRÄNKEL E., Lingua e stile nelle opere dei giureconsulti e nelle fonti letterarie.

DEVOTO G., Il vocabolario giuridico romano.

BESELER (VON) G., Fides.

DI MARZO S., Le fasi della giurisprudenza classica.

FRACCARO P., Sui principii fondamentali dell' organizzazione dello Stato romano-italico.

COLLINET P., Les relations entre l' Occident et l' Orient dans la période postclassique.

RICCOBONO S., La prassi nel periodo postclassico.

BORTOLUCCI G., Oriente e Occidente nello sviluppo del diritto romano pregiustinianeo. Tendenze e metodi.

CIAPESSONI P., Regime postclassico di istituti familiari in Oriente e Occidente.

LEVY E., Zum Wesen des Weströmischen Vulgarrechts.

SCHÖNBAUER E., Diritto imperiale, diritto popolare e diritto provinciale.

RABEL E. e WEISS E., Diritti ellenistici e diritto romano.

TAUBENSCHLAG R., Der Einfluss der Provinzialrechte auf das römische Privatrecht.

SAN NICOLO M., Il problema degli influssi provinciali sul diritto bizantino.

SENN F., L'influence du Christianisme sur la législation civile romaine: la leçon du chrètien sur les principes mêmes du droit romain.

BAVIERA G., BECK A., RICCOBONO S., ROBERTI M., La codificazione giustinianea e il Cristianesimo.

NALLINO C. A., Considerazioni sui rapporti tra diritto romano e diritto musulmano.

SIBER H., Problem der voriustinianischen Textveränderungen.

ALBERTARIO E. e NIEDERMAYER H., Glosse e interpolazioni pregiustinianee.

SCHULZ F., Die Anordung nach Massen als Kompositionsprinzip antiker Kompilationen.

PRINGSHEIM F., Die Enstehung des Digesten-Planes und die Rechtsschulen.

ALIVISATOS A., La relation de la législation ecclesiastique de Justinien avec les canons ecclesiastiques.

MANCALEONI F., Le interpolazioni.

GRADENWITZ O., Rettungen Justinians?

COLLINET P., Un nuovo criterio per la ricerca delle interpolazioni del Codice giustinianeo.

GUARNERI-CITATI A. e MESSINA VITRANO F., In materia di interpolazioni.

ARNÒ C., L'actio in factum accomodata legi Aquiliae.

GIFFARD A., L'actio civilis incerti nella giurisprudenza classica.

LEVY-BRUHL H., Pomponius D. 49, 15, 5, 2 et la conception romaine de l'esclavage.

HAYMANN F., Die Haftung des negotiorum gestor wegen Verschuldens in klassischen und iustinianischen Recht.

DÜLL R., Zur Bedeutung der "poena cullei" in römischen Strafrecht.

FRESE B., Obrigkeitlicher und prozessualer Zwang im römischen Recht.

SCHILLER A., Res mobiles immobiles and se moventes.

TAYER J. B., Error in substantia in the Pandects.

WESTRUP C., Paulus ad Sabinum D. 28, 2, 11 encore une fois.

VAZNY J., Teoria bizantina della continuatio furti.

KOSCHAKER P., Die Anfänge des römischen Erbrechts im Lichte der Rechtsvergleichung.

CARUSI E., Il problema dei rapporti tra il diritto romano e l' Oriente.

BALOG E., Der Zivilprozess unter Iustinian.

BIONDI B., La procedura civile giustinianea.

BETTI E., La funzione processuale dei libelli conventionis e contradictionis.
COLLINET P., Le azioni utili e le azioni in factum in relazione con la procedura giustinianea.
GRANIES PH., Die Strafbestimmungen der iustiniarischen Kirchengesetzgebung.
WENGER L., Einige Bemerkungen zum iustinianischen Zivilprozesrechte.
CALDERINI A., Contributi della papirologia greca e romana allo studio dei diritti antichi.
DE RUGGIERO R., Papirologia e diritto giustinianeo.
ARANGIO-RUIZ V., I frammenti gaiani recentemente scoperti.
ALBERTARIO E., Considerazioni sulla Epitome Gai.
PAULOVICS S., Una legge di Costantino e Licinio in una tavola di bronzo recentemente scoperta.

大會は第二部に入つて愈々活氣を呈した。プログラムは右の如く豐富に盛られ、報告者も聽衆も時の足らざるをのみ嘆じたのであつた。

即ち、この第二部に於いて取扱はれた主要題目は、十二表法、共和政末期に於ける希臘文化の影響、キケロと法、法學者の用語と文體、古典法學、法に於ける意思、帝國の法、希臘法、羅馬の法

とビザンチン法、帝國の法に及ぼせる地方慣習の影響、基督敎と羅馬法、ディオクレチアーヌス以後の東西關係、羅馬法とイスラム法、後期古典時代に於ける實際裁判の法の進化に及ぼせる影響、東羅馬に於ける法學校、ユスチニアーヌス以前及びユスチニアーヌス自身の法源に於けるグロッサとインテルポラーチオ、刑法と訴訟法、私法と公法、バピルスと羅馬法等であつて枚擧に遑なく、且つ何れも、學界現下の活潑深刻なる論爭を反映する重要問題たらざるは無かつた。

然らば、羅馬法學界の斯くも殷賑なる現況は、抑も如何なる原動力に基き、又如何なる背景を負うてゐるものであらうか。

些か說明を要する。

抑も十九世紀に至る迄での羅馬法は、例へば獨逸に於けるが如く、普通法として、廣く實際に行はれてゐたものであつた。從つて、普通法の一般原則や特別法規が、殆ど總べてユスチニアーヌス法典に由來するものであつた以上、當時のユスチニアーヌス法典に對する研究が、勢ひ、純學術的な又批判的な立場からと言はんよりは、寧ろ、何よりも先づ第一に、法典としての實際上の役割に

資せんが爲めに行はれた事は、亦た止むを得なかつた所である。「一度び尙ほ有効と認められた法規に就き、これを批判するは一般的に適當でなく、これに基いて語るべきである」（グリュック）（註一）とし、「何が事物の性質（Natur der Dinge）に、取引の需要（Bedürfnis des Verkehrs）に適應するものであるかに就いては、種々の見解があり得る。然し問題となるのは、我々がそれに就いて考へる所のものでは無くして、立法者がそれに就いて考へた所のものである」（ウィンドシャイド）（註二）とさへせられたのが、當時の實相であつたのである。

然し乍ら、獨逸を最後として、諸國に民法法典が編纂せらるゝに及び、ユスチニアーヌス法典は茲にその法典としての實用的價値を剝奪せらるゝに至つたが、その半面に於いては、却つてこれが幸して、同法典は、批判的に將た歷史的に、更に廣汎にして且つ深刻なる研究の對象となるに至つた。換言すれば、羅馬法學傳統が民法法典となつて凝結した半面に於いて、現行法典としての桎梏から逃れたユスチニアーヌス法典自體は、茲に全く、自由なる新探究に身を曝らす事となつたのである。

斯くして前記のウィンドシャイド氏の言の如きも、程なくキップ氏の抗議的附言に依つて補足せられ（註三）、筆者が他の議會に於いて既に指摘したがやうに、斯學研究の視野は著しく擴大せられて、

廣く經濟學、倫理學、言語學、考古學、パピルス學等に及ぶ事となり、やがて Lenel, Gradenwitz, Mitteis 氏等に依る劃時代的な業績は、續々と世に出でゝ愈々轉換期の羅馬法學を煽り、茲に初めて純學術上の問題として、ユスチニアーヌス法典の內容と性質とが決定せられんとするに至つたのであつたが(註四)、端なくも其處に學界の重大論爭を惹起し、以つて今日に及ぶ事となつた。以下簡單にこれを概觀したい。

(註一) GLÜCK, *Ausführl. Erläuterung d. Pandekten.* 27 (1825) 452.

(註二) WINDSCHEID, *Lehrb. d. Pandektenrechts.* 1[7] (1891) § 22. N. 8.

(註三) Von KIPP herrührender Zusatz in WINDSCHEID, *Lehrb d. Pandektenrechts.* 1[8] (1900) § 22. N. 8.

(註四) 詳しくは鄙稿、ボンファンテ教授を憶ふ、「法學志林」三六(昭和九)一〇九〇。

抑も十九世紀に至る迄で、人々は、數世紀來の傳統に依り、ユスチニアーヌス法典を以つて、羅馬人の天才に依つて記錄せられた „ratio scripta„ であるとし、これを後世に傳へたユスチニアーヌス帝を以つて、靑史に見る最大の立法者であると爲して、毫も怪しむ所が無かつたのであつた。然し乍ら、轉換期後の羅馬法學界に於いては、總べて此等が問題とせらるゝに至つたのである。

（その一）

（一）。一派の學者は、インテルポラーチオやバピルスの研究より出發し、遂にユスチニアーヌス法典を以つて、純然たる羅馬的法典には非ずして、寧ろ東方的ビザンチン的法典なりとし、コンスタンチーヌス以後、帝國の東部に於いて、東方的希臘的慣行が羅馬傳統に優越し、結局これが第六世紀の立法の上に壓倒的影響を及ぼすに至つたと爲すのである。法典中の各フラグメントに冠らされた羅馬の法學者の名は、彼等にとつては最早や意味無き裝飾品より出づる事なきものとなつた。彼等は、ユスチニアーヌスに依つて法典化せられ、下つてボローニャ註釋學派や後期註釋學派に依つて再組成再齊整せられた所の法律組織、學說及び理論の羅馬性を排斥し、却つて此等を以つて、寧ろ實際裁判に現れたるビザンチン要素、及びユスチニアーヌス帝に先立つ二世紀以降のベリッス法學校に依る法の再精錬やその學說に基くものと爲すのである。そして問者或は、この一派の主張するが如きユスチニアーヌス法典に於けるビザンチン淵源に就き、帝自身が何等言明する所無かりしを指摘すれば、この一派は、これに答ふるに帝に對する批難を以てし、この事實を言明せずして、あらゆる功績を自己一身に歸したりし帝を以つて、虛榮者であり瞞着者であると爲すのである（註一）。

叫ばるゝ「ベリッスとボローニャ」なるモットー(註二)は、畢竟ボローニャ學派に依る研究の基礎と方法とは、羅馬には通ぜずして、却つてベリッスと結合する旨を揚言せるものに外ならないのである。

(二)。尙ほ學者の中には、右とは稍々異つて、羅馬法の榮譽を、羅馬とビザンチウム、即ち羅馬の法學者とビザンチン法學者とに兩分し、後者は縱令多く無名に終つたとは言へ、優に羅馬の大法學者に拮抗し得たと爲すものがある。

(三)。然し乍ら、謂ふ所の、ユスチニアーヌス法典中に於ける、羅馬の法學者の說く法律組織とビザンチン法學者の說く法律組織との間の深刻なる對照は、これを歷史的に說明すること困難なる所より、玆に更に新說を生じ、所謂この兩法律組織は、嚴格なるクヰリチウム社會の、總べての法律的、社會的、家族的諸制度が、東方的影響の下に決定的に崩潰したる、Constitutio Antoniniana 殊にコンスタンチーヌス時代直後に於いて、急激に交替が行はれたとせらるゝに至つた。羅馬法律史上の時代的區分を、二五〇年頃を境界としてただ二つとし、その第一を羅馬時代 „periodo romano„ として、その第二を羅馬—希臘時代 „periodo romano-ellenico„ と爲すの說は玆に生れるのである(註三)。

但し右二及び三に於いても、羅馬の法學者に拮抗するビザンチン法學者が、又羅馬時代に對する羅馬―希臘時代が、ユスチニアーヌス法典の內容を決定したと爲されるのは同一である。

（その　二）

（一）。私は以上、現世紀に入ると共に全く自由な新探究の對象となつたユスチニアーヌス法典に對して、ビザンチン性の壓印を敢行せる、所謂ビザンチニストの諸說を紹介した。此等の人々がユスチニアーヌス法典の法文を分析するや極めて密である。然し乍ら、これに對峙する他の人々に言はしむれば、その視界は遺憾ながら尙ほ甚だ狹隘であつて、それは、前記の羅馬法律史上の時代的區分に於ける二分說に至つて、全くその破綻を暴露するに至つたとせられるのである。然り。此の二分說に於いては、コンスタンチーヌス時代の社會の大變動のみが眺められて、それ以前の社會の觀察が全く忘られてゐるのではないか。彼等は、共和政末期から帝政初期にかけての、羅馬の精神的社會的、經濟的、政治的、家族的變動に伴つた顯著なる法の局面轉換を、全く看過してゐるのである。この局面轉換に就いては、今玆にこれを詳述する暇がないが、その事實が極めて明白なものであつた以上、たゞ此處には訴訟を裁定し新法を創造したる、殆ど立法的權能を有したかに見える

羅馬市のプライトル、及び、訴訟に立法に熱意を以つて干與したる皇帝の活動と、ポエニ戰役以後ユス・クキリチウムに對して形成せられた普遍的衡平的なるユス・ゲンチウムに就き、人々の記憶を喚起したのみで充分と思ふ。

ビザンチニストに缺けてゐるものは、遡つて十二表法以降の、羅馬法の進化に對する吟味である

（二）。次に、ビザンチニストに依つて唱道せられる、所謂ビザンチン法の羅馬の法に對する優越に就いても問題がある。

抑もユスチニアーヌス法典の內容が、帝國の法即ち羅馬の法であつて、縣の法がこれから除外せられてゐた事は、夙にミッタイス氏自身が、先づ第一に認めなければならない所ではなかつたか。

玆に於いて、所謂ビザンチニストは、羅馬の法の縣の法に對する優越を否定せん爲めには、差當り先づその出發點を、ユスチニアーヌス法典以外に求むるを餘儀なくせられた。斯くして、例へば近年埃及砂中から發見せられし幾多のパピルスを證據として、或は二一二年以後に於いても、帝國の領土殊に希臘文化の普及してゐた土地に於いて、帝國の法とは對蹠に立つ縣の慣習が、尙ほ且つ生きてゐたとするに至つたのである。

然し乍ら、何人と雖も、果して Constitutio Antoniniana の公布ありて後、即刻、縣固有の慣習が

潰滅したと想豫し得るであらうか。又右の如き論者は、飜つて他面に於いて、同じバピルスに就き最近埃及から二種までも發見せられたガーイウス寫本を、如何やうに考へてゐるであらうか。紀元第二世紀に成つた古典的なガーウスのインスチツチオーネスが、遙かに下つた紀元第五六世紀に至る迄でも、帝國の領土全部に普及して、當時の法律的カテキズムを成してゐた事は、筆者が他の機會に於いて既に述べた所である(註四)。

畢竟、羅馬の法が終始飽くまでも帝國の法であつて、これと縣の法とは、謂はゞ根幹と枝葉との相違に外ならず、一は主であつて他は從の從たるものである。從つて、況や其處に、後者の前者に對する優越などは、毫もこれを主張し得る理由を見出し得ないのである。

(三)。ビザンチニストに拮抗する他の一派は、遠く遡つて十二表法以降の羅馬法の進化を吟味し、結局ボニエ戰役以後の社會の新情勢と、アウグスツス帝以降の „ius novum„ の傳統とが、ユスチニアーヌス法典の內容を決定したと爲すのである。叫ぶ所はユスチニアーヌス法典の羅馬性であるボローニャはベリツスには通ぜずして、實に羅馬に通ずと爲すのである。

(註一) 勿論帝にこの傾向があつた事は否めない。Cfr. SCHRADER, *Iustiniani Institutiones* (1832) 357 (nota ad II. 20): „Sed Triboniannum, quo magis Iustinianum suum extollat, anteriorum principum merita haud raro ipsi tribuere, nota

res gest., 然し單にこの事實のみを以つて、帝が、謂ふ所のビザンチン淵源をその法典中に言明しなかつた、全部的理由と爲す事は不可能である。

（註二） これが嘗てのプリングスハイム教授の論稿の標題であつた事は言ふ迄でもない。PRINGSHEIM, *Beryt und Bologna* in, Festschr. f. Otto Lenel, (1921) 204 ff. 本稿の續論は、その後今日に至る迄で、未だに試みられてゐない。（但し私は、これを以つて、寧ろ教授の賢明さが然らしめし所であると思ふ）。

（註三） PEROZZI, *Istituz. di Dir. Rom.* 1 (1928) 38.

（註四） 鄙稿、アレキサンドリア・ガーイウス斷片（PSI. No. 1182）の發見「國家學會雜誌」四八（昭和九）一五三二―一五三五。

（附記） 所詮私は、所謂ビザンチン法の研究を以つて、全然無價値なものであるとは爲さないが、決して羅馬法研究の根幹を成すものであるとは思はない。

今日埃及砂漠から日々發見せらるゝパピルスは、上はアレキサンドリア時代から下はアラビア時代のものに及び、その數の實に夥しいものが存するのである。固より此等のものは通常、極めて零碎なる覺書、計算書、書翰等の斷片の類ではあるが、此等を綜合して研究すれば、又自ら社會史上の發見の將來せらるゝ場合が少くはないであらう。從つて學界に於けるパピロロジーの重要性も、將來に於いては兎も角現在の處、未だ今日のエピグラフィーなどゝは勿論同日の談であるとは言へないのである。然し乍ら稍々纏つた法律的內容を含むパピルスに至つては、その發見の極めて寥々たるものなるを記憶しなければならない。昨年ガーイウス斷片を世に送つた、「異常なる熱心と驚くべき迅速さとを以つて、パピルスの發見解讀及び刊行に力めてゐる伊太利學者」と雖も、今年に於いては、纔かに今春三月發見の Callimachos の詩を刊行したに過ぎないのである。（*Diegesis di poemi di Callimaco in un papiro di Tebynis.* A cura di Medea NORSA e Girolamo

VITELLI. 1934)

因みに附記す。歐洲に於いては、大學教官採用試驗に於いてのみならず、博物館員、圖書館員、古文書館員等の採用試驗の如きに於いても、羅馬法に關する論文を、必須的或は選擇的に提出せしめる例が多い。而してインテルポラーチオとかパピルスとかの研究は、特に新奇を好む少壯學徒に對しては多分に魅力ある事と、受驗生にとつては容易に纏め得られる幾多の小問題の其處に見出し得らるゝ事とに依り、旁々此等に關する業績の現はるゝ、年に幾千なるを知らないのである。それ故に此等の問には、學問的に價値なきものや、受驗の爲めに提出せられて而も落選となりたるものが、相當多數に介在してゐる事を承知して置かなければならない。群書の博覽、雜稿の渉獵はさる事ながら、不見識なる紹介、無批判なる引用は、却つて滑稽の至りである。

上述の如く、輓近の羅馬法學は前世紀末に轉換期を劃して全くその面目を一變し、玆に全然新たな世界を創造するに至つたのであるが、本大會第二部は、畢竟この羅馬法學の、「新世界交響曲」を奏するものに外ならず、活氣横溢せる學界の現況を、如實に示して餘蘊が無かつた。

先づ Riccobono 氏の、意思のドグマと後期古典時代に於ける實際裁判とに關する報告は、ビザンチニストを批判し、現下の研究方法に對する反省と吟味とを促したものであつて、これは、言語學者たる Funaioli 氏が、十二表法を扱ひつゝ、インテルポラーチオ研究が如何にデリケートなものであるかを示された事と共に、新奇を追ふ少壯學徒に對する箴言を爲すものであつた。羅馬法の進化過程に於ける希臘文化の影響に就き、Stroux 並びに Riccobono 兩氏の見解と、Senn, Kübler

兩氏の見解とが相反してゐた事は、相互に持する相異る立場の當然の歸結である。Wenger, Rabel, Taubenschlag（註一）Weiss, Schönbauer, San Nicolò 氏等は、各々持說を强張する所があつた。巴里大學での同僚であり、論敵でもある Giffard, Collinet 兩氏が、共に病氣不參で、從つて、吾人の記憶にも未だ新たなる、嘗ての一九三〇年のビザンチン學會に於けるが如き兩氏の花々しい一騎打が遂に本大會に於いては演ぜられずして終つたのは、遺憾の極みであつた（註二）。然し兩氏共に、„Sunto„ を豫め大會宛送附し來られたので、吾人は此等に依つて、その發表せらる可かりし報告の大綱だけは知り得たに反し、常にコリネ教授に左袒せらるゝ De Francisci 氏が、最後まで大會に姿を見せられなかつたのは淋しかつた（註三）。然し近信に依れば、愈々先生の羅馬法律史の續卷の刊行近きに在りと云ふ。さすれば此の續卷は、その內容として當然取扱はるべき時代から推しても、優に本大會席上に於ける報告の缺如を補つて餘りあるものがあらう。私は玆に、國璽尙書の要職に在りつゝ、尙ほ且つ學問に精進せらるゝ先生の健康を祈つて止まない次第である（註四）。

さり乍ら私としては、現代に於ける法律バピルス學の驍將であるウェンゲル總長が、その報告中に於いて、ユスチニアーヌス以前の訴訟法に於ける、諸法律體系の進化と融合とを認め、又帝國の法に對する希臘—東方法の影響を最も熱心に說くサン・ニコロ總長が、第四五世紀のビザンチン學

校に於ける法の再精錬を否定して、この學校の研究の傳統に法律學が含まれず、寧ろ專ら哲學と神學との研究が行はれた旨を一言せられた所に、興味の油然として湧くを禁じ得ないものが存するのである。

更に又、一般的に見て著しく目立つた事は、從來帝政後期に於けるビザンチン法の羅馬の法に對する優勝を論じてゐた人々の一部に、漸次持說の緩和乃至改說が行はれて、遂に、單に帝政後期に於けるビザンチン法の羅馬の法に與へし影響のみを、專ら論ずる人を出すに至つてゐる一事であるビザンチニストの大退却である。

席上に於いては、尙ほ Nallino, Carusi 兩氏の對立が演ぜられた。然し此の兩者の論爭は今日に始まつた事ではなく、學界に於いては旣に判定濟みの事であり、後者が幾度び立たうとも、螳螂車轍に當るの感は、愈々深められ行くのみである。

滿堂の視聽を集めたものに、アランヂオールイッ敎授の、新に埃及に於いて發見せられたガーイウス斷片に關する報告があつた。敎授自身の來會不能の爲め、自ら執筆して大會宛急送し來られたものであつて、アルベルターリオ敎授が、會場に於いてこれを朗讀せられたのである。

アランヂオールイッ敎授の報告は、甚だ簡單なものであつたが、これに依つて、新バビルスの含

む從來未知のガーイウス・テキストが、パピルス發見の過程、その形狀、テキスト解讀の次第と共に、初めて公表せられた。一同は歡聲を揚げ、狂喜してこれを迎へた事であつた。

而してアランヂオールイッ教授は、右報告の最後に一つの批判を加へて、(一)從來ヴェロナ寫本中の語句に就いて想定せられてゐたグロッセミの中には、新ガーイウスとの對比に依り、その事實上の不存在が立證せられたもの甚だ多しと斷じ、(二)他面に於いて、兩者間の夥しきヴァリアンテースは、更に廣汎なる範圍に亘るガーイウス・テキストの變改を主張し得る根據となるものであると爲されたのであつた。ヴェロナ寫本中のグロッセミを種々に想定した人は、現に本大會にも少からず出席してゐた事を記憶しなければならない。沈默は果して破られ、贊否の聲は俄かに場の各隅に起つた。

然るに本報告の朗讀者たりしアルベルターリオ教授は、直ちにこの點を捉へて、朗讀後に氏自身の俊敏なる見解を開陳し、新ガーイウスとヴェロナ・ガーイウスとの間には固よりヴァリアンテースが存するが、他面、兩寫本に共通なる語句と雖も、全然グロッセミを含まずとは斷言し難しと主張して、報告者に酬ゐらるゝ所があつた。即ち氏は、縱令兩寫本が、寫本としては相互に無關係なものであるとは言へ、共に比較的遲き時代（第五六世紀）の作製に係るものである以上、兩寫本に

共通なる全く同一の語句と雖も、遡つてそれらの原本（archetipo）中に既に挿入せられをりたるグロッセミに由來せるを否定し得ずと說明し、一轉して、夙にグロッセマの存在が豫想せられてはゐたが（註五）、報告者に依つては何等指摘せられる所の無かつたヴェロナ寫本中の „Sed haec quoque societas rell.„ の句に言及し、この句は、新寫本の „Sed ea quidem societas rell.„ との比較に依り、ヴェロナ・ガーイウスがconsortuium familiareを省略せんが爲めに、故意に（„volutamente„）原文を變改し、廣汎なるインテルポラーチオ（„vasta interpolazione per omissione„）を施したものであることを立證するに足るとなされたのであつた（註六）。

新ガーイウスが取扱はれた間、場內は頗る緊張し、報告討論の一語は一語每に、隨所に呻吟讃嘆反撥の聲を呼び、筆者の未だに忘るゝ能はざる、息詰まらんばかりの光景を現出したのであつた。

尙ほアルベルターリオ教授は、別に、ガーイウスのエピトメーに就き、內容上より又形式上よりテキストを吟味しつゝ、その性質に關して重要なる報告を爲され、將來の批判的研究を約束せられる所があつた。我々は鶴首してその公表を待つ事としたい。

（註一）注目すべき報告であるTAUBENSCHLAG, *Der Einfluss der Provinzialrechte auf das röm. Privatrecht* は去る十月公刊せられた

(註) Cfr. S. A. HUDAVERDOGLU-THÉODOTOS, *Le 14e Centenaire des Pandectes. Une conférence de M. Paul Collinet* dans „Le Messager d'Athènes,, 9/XI/1930. 尙ほ Collinet 敎授は、その後も、氏の „*Études historiques sur le Droit de Justinien*,, の續刊に努力せられ、既にその第四卷 „*La procédure par libelle*,, (1932) の公刊を終り、目下その第三卷の上梓準備中で、第五卷 „*La nature des actions, des interdits et des exceptions dans l'oeuvre de Justinien*,, は刊行近きに在りと言ふ。尙ほ Giffard 敎授は、年來のコリネ敎授の協力を辭して、一九三二年十一月、かの „*Précis Dalloz*,, 中の „*Précis de Droit Romain*,, 第一卷を單獨で出だされたが、本昭和九年に入つては、その第二卷（一月公刊）と第一卷第二版（六月公刊）とを吾人の待望裡に公刊せられた。「プレシ」は、今や從來の鵺的存在を棄てゝ、一貫した主張の下に說かれる事となつたのである。稿を改めて讀後感を綴りたい。

(註三) 先生が本大會に姿を見せられたのは、第二部の開會式のみであつた。然し、その本大會に對する關心は De FRANCISCI, *In margine al Congresso di Diritto romano in* „Nuov. Ant.,, 18 Fasc. 1467 (1933) 5 ss に遺憾なく示されてゐる。

(註四) 今夏七月及び八月、既刊二卷の重版を見てゐるが、本書第一卷に對しては、既に一九三一年、ムツソリーニ賞が授けられてゐる。而して今後とも先生が、當初からのプランを追つて、ボンファンテ敎授の羅馬法律史を祖述せらるゝとせば、今次の續卷に於いては、當然サルト・モルターレを爲して、ビザンチン法の叙述に突入せられなければならないわけである

(註五) BESELER, *Einzelne Stellen* in SZ. 46 (1926) 268.

(註六) 新ガーイウスに就いては、總べて、鄙稿、アレキサンドリア・ガーイウス斷片の發見、「國家學會雜誌」四八（昭和九）一五一二以下參照。尙ほアランヂオールイツ敎授の新ガーイウスに對する批評中、右本文に(一)として記した部分に對する卑見は右論稿一五二八頁に、同じく(二)として記した部分に對する所見は、アルベルターリオ敎授の所說及びこれに對する卑見

と共に一五三七頁以下に述べる所があつた。

因みに、新ガーイウス關係の其の後の文獻としては、v. OVEN, *De Nieuwe Gaius-Vondst* in „T. R. G.„ 13 (1934) 248; ZOCCO-ROSSA, *Le lacune delle „Institutiones„ di Gaio nel Codice Veronese* (1934) がある。

×　×　×

抑も本大會の開催は、昭和七年春以來計畫せられてゐたのであつたが、事實上その招請狀が發せられる運びに至つたのは、秋十一月に入つての事であつた。從つて、主催者側が希望してゐた報告の種類は、招請狀中に示されてゐたがやうに、現在の羅馬法研究に關する殆ど總べての項目を網羅してゐるものであつたにも拘らず、開會迄でに殘された僅に半歲の時間は準備期間として稍々不足の感があり、遂に何人に依つても取扱はれなかつた若干の項目が殘されたのは遺憾であつた。

それにしても、本會が東西二十箇國百五十名の出席者を迎へ、斯界の權威と目せらるゝ人は殆ど悉くこれを含み、且つその出席者の大部分が、眞摯に研究報告を發表し討議に加はつた事は、羅馬法學界としては前代未聞の偉觀であり、ディゲスタ公示千四百年紀念の本大會開催の目的は十二分に達せられ、大成功を收めたものと言はなければならないのである。勿論出席者はあらゆる傾向を

代表した人々であつた。從つてその間に於いて、一致した結論の容易に見出されなかつた事も亦た止むを得ない所であつた。然し乍ら、斯學同好の士が膝を交へて會談する中には、亦た自ら相互に啓發を受け、より良く相互の見解を了解し合つた例が尠くは無かつたのである。出席者一同は、今更乍らこの種の會合の開催の必要を痛感し、閉會の式辭を述べたエルコレ Ercole 伊太利文相の驥尾に附して、本會を第一回の國際羅馬法學會と名付け、これに續く第二回大會の、成るべく近き將來に催されん事を希望して止まない次第であつた。

三

Fallor, an hi fient ingentia moenia colles, Juraque ab hac terra cetera terra petet ? Ovid., Fasti v. 515-16.

幸にも私は、前古未曾有の大規模な、今次の羅馬法學會に出席するの機を得、今更ながら羅馬法の世界的使命と、最近に於ける驚嘆すべき斯學の進歩の跡とを、目のあたり看取する事が出來た時恰も、一部に於いては、血液の淨化と共に所謂法律の淨化が企てられ、從來自國法が深刻なる大影響を蒙りをりし羅馬法に對する批判挑戰乃至排擊が、遽かに喧しく叫ばれんとしてゐる。「一切

の理論は灰いろで、綠なのは黃金なす生活の木である」とか。このまゝ事態推移せば、勢の赴くところ、羅馬法が如何に歪曲せられんやも保し難い。我々としては、今次の大會に得たる大收穫に據つて、詳さに此等を吟味するの必要があらう。蓋し、自國法思想なりと誇稱せられる所のものが、實は羅馬法よりの繼受思想である事は、吾人が往々にして見受けし所であるのみならず、近くは本年五月二十四日、アイケ・フォン・レプゴウ Eike von Repgow 永逝七百年紀念祭に際し、獨逸フランク法相に依つて、「正にナチ法曹の見習ふべき模範である」と迄で絕叫せられた、ザクセン・シュピーゲル Sachsenspiegel の編纂自體に就いてさへも、其處には內容的に、外的影響殊に伊太利カノニストの影響が、多分に及ぼされてゐるとの有力なる說すらあるのではないか(註一)。更に又、世には、今日の羅馬法學を知らずして、甚だ滑稽にも、前世紀に所謂「ゲルマニステン」の羅馬法排擊論に、今尙ほ乘つてゐる論者さへ存するのである(註二)。

（註一）Cfr. Karl ZEUMER, *Die Sächsische Weltchronik, ein Werk Eikes von Repgow* in „Festschr. H. Brunner„ (1910) 134-74, 839-42; Do, *Über den verloreuen lateinischen Urtext des Sachsenspiegels* in „Festschr. O. Gierke„ (1911) 455-74.

（註二）Cfr. MUTO, *Diritto Romano e Diritto giapponese* (Che sarà pubblicata fra poco) in fine.

（昭和九年十二月三十日了）